

維持管理に関する計画書

目次

維持管理に関する計画書

維持管理計画

1. 受入要領及び搬入管理	10-1
2. 埋立管理	10-1
3. 施設の管理	10-2
4. 浸出液処理設備の維持管理	10-4
5. モニタリング	10-7
6. 情報管理	10-9
7. 埋立終了後の維持管理	10-10
8. その他	10-11
9. 廃石綿等	10-11
10. 石綿含有産業廃棄物	10-12

維持管理計画

現在埋立を行っている浸出水処理は、第4期処分場の計画時に第3期と第4期の浸出水を合せて処理できるよう新たに浸出水処理施設を設置して処理を行っている。

今回、新たに増設する第5期処分場の浸出水処理についても引き続き既存施設にて処理を行うものとするが、不足する処理能力分に関しては、現行の60 m³/日から30 m³/日の増設により対応することとし、計90 m³/日の浸出水処理施設にて処理を行うものとする。

尚、当該施設の使用にあたっては、引き続き管理責任者が安全面・衛生面等に細心の注意を払い、整理整頓を旨として、衛生的かつ安全な維持管理を徹底する。

維持管理は別紙様式50-1-2 維持管理基準等に適合するために講ずる措置の内容における維持管理基準の措置内容を遵守する。

1. 受入要領及び搬入管理

- 1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- 2) 産業廃棄物運搬車両の運転手から manifests の提示を受け内容物に違いがないか目視確認する。
- 3) ばいじん及び焼却灰（以下「ばいじん等」という）の受け入れに至っては、飛散を防止するため調湿、若しくは、梱包、固化などの措置を行っていないばいじん等の搬入は禁止する。
このため、受け入れのための事前調査及び搬入時の調査を行う。
- 4) 受け入れる廃棄物の種類及び量が適正なものとなるよう、自社の計量機で計量するほか、計量計量証明書を排出業者から添付してもらう。
- 5) 有害物質を含む恐れがあるもの及び産業廃棄物を処理するため処理したものについては、前もって排出事業者へ検定結果の提示を求め確認する。
- 6) 運搬車退出時に車両が泥等で汚れた場合は、洗車場で汚れを落としてから退出する。

2. 埋立管理

(1) 埋立作業

(7) 産業廃棄物のダンプは指定した埋立エリアで行う（石綿含有廃棄物又は廃石綿等を埋め立てる場合は、特定の埋立エリアを指定する。）。

(4) 受け入れた産業廃棄物が遮水工を損壊させるおそれのある形状の場合は、遮水工に近い箇所での埋立は行わないよう配慮する。

イ 敷き均し、転圧作業

(7) ダンプした産業廃棄物は、バックホウにより埋立エリアに敷き均し、転圧を行う（必要に応じ、破碎・混合作業も実施する）。

(4) 石綿含有廃棄物を埋め立てる際は、敷き均し、転圧作業は行わず、ダンプ後その表面に速やかに覆土する。

(ウ) 廃石綿等は飛散防止措置を行い二重こん包されたもののみを受け入れ、埋め立てる際は敷き均し・転圧作業は行わず、ダンプ後その表面に速やかに覆土する。

(エ) ばいじん及び燃え殻を埋め立てる際は、必要に応じて散水しながら実施することとし、ばいじん等の飛散防止に留意する。また、ダンプ後速やかにその表面を覆土し、転圧作業は覆土の上から実施する。

(2) 埋立時の覆土

飛散する恐れのある廃棄物や悪臭が発生する可能性のある廃棄物を受け入れた場合などは、必要に応じて適宜覆土を行う。

(3) 中間覆土

廃棄物層の厚さが概ね 3m に達したときには、約 50cm の中間覆土を行う。

(4) その他環境保全対策等

埋立作業の実施時に、粉じんの発生や廃棄物の飛散が生じる恐れがある場合は、散水を行うなどして支障の発生防止に努める。

また、強風時には埋立作業を行わないこととする。

衛生害虫等の発生や悪臭を防止するため廃棄物が露出しないよう即日覆土を行うとともに、必要に応じて薬剤や消臭剤を散布し、害虫及び悪臭を防止する。

3 施設の管理

施設の機能維持に影響を与える異状を早期に発見するため、各設備の整備・点検計画を次のとおり定める。

(1) 点検の種類

当該最終処分場においては、次の点検を実施する。

ア 日常点検

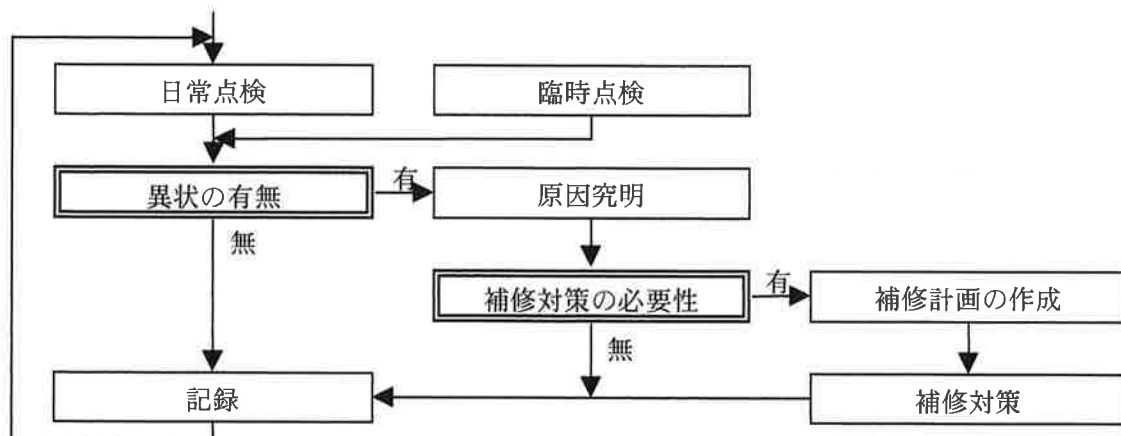
周辺環境に影響を及ぼすことなく施設の機能を維持するために、異状の早期発見を目的として実施する点検。

イ 臨時点検

大雨、地震時などの異常時に随時実施する点検。

(2) 点検管理フロー

各設備の点検は、下記フローに基づき実施する。



(3) 点検内容等

各設備の点検項目、点検頻度及び点検方法は次のとおりとする。

ただし、大雨・地震時などの異常時は、これらの点検項目のうち点検が必要と認められる項目について、随時点検を実施する。

表1 各設備の点検内容等

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
貯留構造物 (土えん堤)	堤体への廃棄物・土砂の堆積	1回/週	目視
	堤体からの漏水		
	堤体の亀裂		
	堤体の膨潤	1回/月	目視
	堤体の沈下		沈下計(測量)
	小段の侵食・崩壊	1回/週	目視(測定)
	法面の侵食・洗掘		
	法面のはらみだし		
	法面の崩壊・崩落	1回/月	目視
	基礎地盤の沈下		
地山の滑落・崩壊	1回/週	目視	
立札	汚れ・損壊	1回/月	目視
	記載内容		
囲い	破損・損壊	1回/月	目視
	範囲明示杭等の状況		
遮水工	穴あき、引き裂き傷、ひび割れ	1回/日	目視
	異常な伸び		
	マットの膨らみ、へこみ、突っ張り		
	マットの剥がれ		
	マットの劣化状況		
	降雨後の湛水状況		
	接合部の剥がれ、口あき		
マット下部地盤の状況			
浸出液 処理設備	浸出液の水量、水温、水質(pH)	1回/日	流量計/温度計/pH計
	運転条件の設定	4回/年	確認/再検討
	各処理装置、機器類の状況	1回/日	目視(計測)
調整池	水深	1回/月	計測
	遮水シートの状況	1回/日	目視

各種 集排水設備	管のひび割れ、損傷（露出部）	1回/月	目視
	スケール付着、土砂堆積状況		
	被覆材の流出（露出部）		目視
	水量		
その他の設備	支障の有無	1回/月	目視

(4) 異状発見時の対応

(3) の点検により異状が発見された際は、原因究明調査を行う。

調査の結果、補修が必要と認められる場合は、補修計画を作成の上、設備の補修・整備を行う。

なお、補修が設備の変更を伴うものとなる場合は、事前に法的手続きの有無等について北海道釧路総合振興局と相談する。

(5) 点検結果等の記録

点検結果・補修整備事項などの記録を取り、当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

(6) 施設の整備

ア 保有水等集排水設備・地下水採取設備

3年に1回を目途に洗浄を行うこととする。

（洗浄は、水質検査の終了後に実施する。）。

イ 計量設備（トラックスケール）

計量法に基づく定期検査を受検する。

4 浸出液処理設備の維持管理

第3期処分場と第4期処分場の浸出水に第5期処分場の浸出水も合せて処理を行うものとする。なお放流水の水質が排水基準等に適合することとなるように維持管理する。

(1) 低温時の対応

冬季などの低温時は、加温槽を稼働させ常に水温を15℃以上に維持して処理することとし、水温低下による処理能力の低下を防止する。

(2) 渇水時の対応

渇水時には、必要に応じて生物処理槽に栄養源の添加などを行い、槽内の微生物環境の維持を図る。

(3) 増水時の対応

ア 増水が予想される時期には、流量調節機能を確保するため、事前に調整池の貯留水量の削減に努め、必要に応じて調整池の堆積物の除去も実施する。

イ 調整池での貯留容量を超えるような想定以上の降雨となった場合は、埋立地から調整池

への圧送ポンプを停止し、一時的に浸出水を埋立地内部に貯留し、浸出水の流出を防止する。

(4) 水量・水質変動への対応

処理水量や処理水質の変動に応じて、各処理水槽における滞留時間や薬剤の投入量等の調節を行い、適切な処理レベルの維持に努める。

(5) 汚泥の処理

浸出液処理設備の運転に伴い発生した汚泥は、附帯する脱水設備で脱水処理を行った後、埋立地で埋立処分する。

(6) 従業員への教育

浸出液処理設備の運転マニュアルを整備し、その内容について従業員に周知徹底する。

放流水検査項目及び基準値

放流水の水質等	設計計算値	維持管理基準	協定値	法令基準値	測定頻度	
					月1回	年1回
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	○	-
生物化学的酸素要求量(BOD) (mg/l)	≦ 20mg/l	≦ 20mg/l	≦ 20mg/l	≦ 60mg/l	○	-
化学的酸素要求量(COD) (mg/l)	≦ 90mg/l	≦ 90mg/l	≦ 90mg/l	≦ 90mg/l	-	○
浮遊物質(SS) (mg/l)	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 60mg/l	○	-
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類) (mg/l)	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	-	○
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類) (mg/l)	≦ 30mg/l	≦ 30mg/l	≦ 30mg/l	≦ 30mg/l	-	○
フェノール類含有量 (mg/l)	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	≦ 5mg/l	-	○
銅含有量 (mg/l)	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	-	○
亜鉛含有量 (mg/l)	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	-	○
溶解性鉄含有量 (mg/l)	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	-	○
溶解性マンガン含有量 (mg/l)	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	≦ 10mg/l	-	○
クロム含有量 (mg/l)	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	≦ 2mg/l	-	○
大腸菌群数 (個/cm ³)	≦ 3000個/cm ³	≦ 3000個/cm ³	≦ 3000個/cm ³	≦ 3000個/cm ³	-	○
窒素含有量(T-N) (mg/l)	≦ 30mg/l	≦ 30mg/l	≦ 30mg/l	≦ 120mg/l (日間平均60mg/l)	○	-
磷含有量(T-P) (mg/l)	≦ 8mg/l	≦ 8mg/l	≦ 8mg/l	≦ 16mg/l (日間平均8mg/l)	-	○
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	-	○
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 (mg/l)	≦ 0.005mg/l	≦ 0.005mg/l	≦ 0.005mg/l	≦ 0.005mg/l	-	○
カドミウム及びその化合物 (mg/l)	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	-	○
鉛及びその化合物 (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
有機燐化合物 (mg/l)	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	-	○
六価クロム化合物 (mg/l)	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	-	○
砒素及びその化合物 (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
シアン化合物 (mg/l)	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	-	○
PCB (mg/l)	≦ 0.003mg/l	≦ 0.003mg/l	≦ 0.003mg/l	≦ 0.003mg/l	-	○
トリクロロエチレン (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
テトラクロロエチレン (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
ジクロロメタン (mg/l)	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	-	○
四塩化炭素 (mg/l)	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	-	○
1,2-ジクロロエタン (mg/l)	≦ 0.04mg/l	≦ 0.04mg/l	≦ 0.04mg/l	≦ 0.04mg/l	-	○
1,1-ジクロロエチレン (mg/l)	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	≦ 1mg/l	-	○
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)	≦ 0.4mg/l	≦ 0.4mg/l	≦ 0.4mg/l	≦ 0.4mg/l	-	○
1,1,1-トリクロロエタン (mg/l)	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	≦ 3mg/l	-	○
1,1,2-トリクロロエタン (mg/l)	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	-	○
1,3-ジクロロプロペン (mg/l)	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	≦ 0.02mg/l	-	○
チウラム (mg/l)	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	≦ 0.06mg/l	-	○
シマジン (mg/l)	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	≦ 0.03mg/l	-	○
チオベンカルブ (mg/l)	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	≦ 0.2mg/l	-	○
ベンゼン (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
セレン及びその化合物 (mg/l)	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	≦ 0.1mg/l	-	○
ほう素及びその化合物 (mg/l)	≦ 50mg/l	≦ 50mg/l	≦ 50mg/l	≦ 50mg/l	-	○
ふっ素及びその化合物 (mg/l)	≦ 15mg/l	≦ 15mg/l	≦ 15mg/l	≦ 15mg/l	-	○
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/l)	≦ 200mg/l	≦ 200mg/l	≦ 200mg/l	≦ 200mg/l	-	○
1,4-ジオキサン (mg/l)	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	≦ 0.5mg/l	-	○
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	≦ 10pg-TEQ/l	≦ 10pg-TEQ/l	≦ 10pg-TEQ/l	≦ 10pg-TEQ/l	-	○

5 モニタリング

施設の機能、周辺の環境に与える影響及び廃止基準の達成状況などを把握するため、次のとおりモニタリングを行う。

(1) モニタリング内容等

当該最終処分場におけるモニタリング対象、項目、頻度等は次のとおりとする。

ア 埋立開始前

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	埋立開始前 1回	
	電気伝導率			
	塩化物イオン濃度			
	ダイオキシン類			

イ 埋立開始から廃止まで

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
地下水	地下水等検査項目	地下水採取設備 (上流・下流)	1回/年	
	電気伝導率		1回/月	
	ダイオキシン類		1回/年	
処理原水	pH等	浸出液処理設備原水槽	1回/年	※1
放流水	pH等	浸出液処理設備 処理水槽	1回/月	※1
	排水基準等		1回/年	※2
	DXNs		1回/年	
悪臭	硫化水素臭	埋立エリア	随時	
残余容量	残余の埋立容量	埋立地	1回/年	※3

ウ その他廃止基準関係（埋立終了後）

検査対象	検査項目	検査箇所	検査頻度	備考
保有水等	pH等	埋立地内	1回/3月	※1、※4
	排水基準等	浸出水排水ピット	1回/6月	※2、※4
埋立ガス	発生量	ガス抜き設備 (縦型ガス抜き管)	1回/3月	※5
	メタン濃度			
	二酸化炭素濃度			
	硫化水素濃度			
埋立地 温度	埋立地内温度	ガス抜き設備（縦型管）	1回/3月	※6
	埋立地外温度	地下水採取設備（下流）	1回/3月	

※1 pH等＝pH、BOD、SS、T-N

※2 排水基準等＝排水基準項目、維持管理基準値設定項目のうちpH等以外の項目

※3 埋立地の残余の埋立容量について、原則として測量により確認する。なお、当該検査は、埋立終了後は実施しない。

※4 埋立終了後の最初の検査の結果によっては、検査は1回/年の頻度とし、水質が落ち着いてきた時点で、標記の検査頻度に変更する。

- ※5 埋立終了後の最初の検査でガスの発生が確認されない場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。
- ※6 埋立終了後の最初の検査で埋立地内と埋立地外の温度の差が 20℃未満である場合は、廃止確認申請の直前に再度実施するのみとする。

(2) 異状時に講じる措置

ア 埋立開始前

地下水水質検査で異状（地下水等検査項目の検出など）が確認された場合は、原因究明調査を行う。

また、異状が確認された項目については、(1)イにおける検査頻度を 1 回/3 月とし、一定期間継続監視する。

イ 埋立開始から廃止まで

(7) 地下水

地下水水質検査で異状（水質の悪化など）が確認された場合は、その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかである場合を除き、原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道釧路総合振興局に報告する。

原因調査の結果、その原因が当該最終処分場にあることが判明した場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、北海道釧路総合振興局と協議の上、適切な対策を講じるものとする。

(i) 放流水

a 基準超過時

放流水水質検査で特異な異状（排水基準等基準超過など）が確認された場合は、ただちに廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、基準に不適合となった原因の調査を行う。

また、水質検査結果及び原因調査方針について、速やかに北海道釧路総合振興局に報告し、対応を協議した上で適切な対策を講じるものとする。

b 水質悪化時（基準超過は見られないが、地下水等検査項目を検出した場合など）

放流水水質検査で異状（過去に検出していない項目の検出など）が確認された場合は、その原因の調査を行い、適切な対策を講じるものとする。

(ii) 悪臭

埋立時に硫化水素臭が確認された場合は、ただちに臭いが確認された埋立エリア周辺を立入禁止とし、適切な防護策を講じた上で埋立ガスの硫化水素濃度を測定するとともに、原因の調査を行う。

また、測定した硫化水素濃度及び原因調査方針について、速やかに北海道釧路総合振興局に報告し、対応を協議した上で、適切な対策を講じるものとする。

6 情報管理

(1) 維持管理に関する記録の作成及び閲覧

廃棄物の埋立量、施設の点検結果及びモニタリング結果等については、記録を作成し、その一部については、次のとおり閲覧に供する。

なお、作成した記録は当該最終処分場の廃止までの間、保存する。

ア 閲覧場所

株式会社釧路厚生社 本社事業所（釧路町別保原野南 21 線 46 番地 20）

イ 閲覧時間

8：30 から 16：30 まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

ウ 閲覧期間

当該記録を閲覧場所に備え置いた日から 3 年間

エ 閲覧に供する記録及び備え置く期日

表 2 のとおりとする。

表 2 閲覧に供する記録及び備え置く期日

	閲覧に供する記録	備え置く期日
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
2	擁壁等の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
3	遮水工の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
4	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した場所	当該水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
	水質検査に係る地下水又は放流水を採取した年月日	
	水質検査の結果の得られた年月日	
	水質検査の結果	
5	地下水の水質悪化等が認められた場合に、必要な措置を講じた年月日	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日
	上記措置の内容	
6	調整池の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の属する月の翌月の末日
	調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

7	浸出液処理設備の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	浸出液処理設備の機能に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
8	導水管等の防凍措置の点検を行った年月日及びその結果	当該点検を行った日の 属する月の翌月の末日
	有効な防凍のための措置の状況に異常が認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	当該措置を講じた日の 属する月の翌月の末日
9	残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	当該測定の結果の得られた日の 属する月の翌月の末日

(2) 維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記(1)の閲覧に供する記録及び当該最終処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公表する。

ア 公表するホームページのアドレス（公益社団法人北海道産業廃棄物協会HP）

<http://www.sanpai.or.jp/>（変更する場合があります。）

イ 公表期間

(ア) 維持管理の状況に関する情報

表2に定める備え置く期日から起算して3年を経過するまでの間

(イ) 維持管理に関する計画

許可後から当該最終処分場の廃止までの間

7 埋立処分終了後の維持管理

(1) 埋立処分終了後の維持管理費用

埋立処分終了後廃止までの間の維持管理費用に充てるため埋立期間中に法に基づき適正に維持管理積立金を積み立て、埋立終了後には、積み立てた額の中から当該年度の維持管理に必要な額を取り戻して適正な維持管理を行う。

(2) 埋立終了時の措置

ア 廃棄物の埋立終了時は、埋立地の開口部を50cm以上の土砂で最終覆土する。

また、覆土面は張芝及び低木の植樹により植生工を施す。

イ 発生ガス及び埋立地内外の温度を確認し、モニタリングの要否を確認する。

ウ 埋立終了後の検査の結果によって水質が落ち着いてきた時点から、2か年間において、保有水及び埋立ガス、地中温度が廃止基準を満たしたことを確認し、廃棄物処理法第15条の2の6第3項に基づき廃止確認申請書を北海道へ提出し、廃止の基準に適合していることについて確認を受けたのち、停止または終了するものとする。

なお、廃止確認申請は、第5期の廃止基準確認後に行うものとする。

(3) 廃止までの維持管理

埋立終了後には、3の施設の整備・点検計画の表2に次の項目を追加する。

点検設備	点検項目	点検頻度	点検方法
覆い	損壊の有無	1回/月	目視

8 その他

- (1) 埋立地の周囲に設けられた囲いは、みだりに人が埋立地に入ることを防止することが出来るようにしておく。また、閉鎖された埋立地を埋立処分場以外の用に供する場合においては囲い・杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておく。
- (2) 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずる。
- (3) 産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の施設は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更を生じた場合には、速やかに書き換えその他の必要な措置を講ずる。
- (4) 調整池を定期的に点検し、調整池が破損するおそれがあると認められた場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること(スタッフ等を用いて水位を測定・記録する)。
- (5) 埋立られた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該処分場の廃止までの間、保存する。
- (6) 埋立開始直後は埋立面積分の浸出水の流量が多くなりがちであるため、埋立地法面部を小段で分けし、上段に関しては雨水として排水できる構造としている。このため、埋立開始時の未埋立部は、小段に雨水側溝を設置し雨水管に接続して排水する措置を講じてるが、埋立ラインが小段に差し掛かる前には雨水放流管の止水対策を講じ、上段法面の水が雨水へ流出しない措置を講じる。

9 廃石綿等

維持管理は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」を遵守する。

(1) 受け入れ方法

- ア 受入要領をあらかじめ定め、廃石綿等の受け入れ契約時に排出事業者に提示する。
- イ 受け入れに際し廃石綿等の量、積載状況等について確認する。
- ウ 従業員に対して、廃石綿等の適正な取扱いについて教育を行い、十分に理解させる。
- エ 廃石綿等の埋立量、埋立場所等について記録し、永年保存する。

(2) 埋立方法

- ア 廃石綿等は、最終処分場の内の一定の場所において、廃石綿等が分散しないよう埋立る。
- イ 廃石綿等の埋立て方法は次の方法により行う。
 - (ア) 場内にあらかじめ溝又は穴を掘り、その中に埋立る。
 - (イ) 埋立ては、袋又は容器に入れたまま行う。
 - (ウ) プラスチック袋は、破損しないようにし、できるだけ重機械の使用を避けて埋立る。

- (イ) 1日の作業終了後、埋立面の上面に厚さ15cm以上の覆土をする。
 - (オ) 廃石綿等の埋立場所において転圧のための重機等を使用する場合には、必要な厚さの覆土を行い、プラスチック袋等の破損による石綿の飛散を防止する。
 - (カ) 覆土材は石綿を含まないもので、プラスチック袋を容易に破損させない形状のものを使用する。
- ウ 廃石綿等の埋立完了後は、その上部前面に目印となるシートで覆うなどの措置を行った後、2m以上の厚さで覆土する。

10 石綿含有産業廃棄物

維持管理は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」に準じる。

(1) 受け入れ方法

- ア 受入要領をあらかじめ定め、石綿含有産業廃棄物の処理受託契約に際し排出事業者に提示する。
- イ 受け入れに際し石綿含有産業廃棄物の量、積載状況等について確認する。
- ウ 石綿含有産業廃棄物は、最終処分場内に場所を定めて埋め立てる。
- エ 最終処分場管理者は、石綿含有産業廃棄物の埋立場所、埋立て量を記録し、保存する。

(2) 埋立方法

ア 荷降ろしの留意点

受入物の状態により、石綿含有産業廃棄物の飛散のおそれがある場合は、受入物を湿潤してから荷降ろしする。

イ 埋立時の留意点

転圧する場合は、重機が直接埋立対象物の上にかかることのないよう覆土した後にすること。

ウ 覆土

1日の作業終了後、埋立面の上面を覆土する。